

各種預金規定の改定にかかるお知らせ

当行では、平成 30 年 1 月 1 日に施行されました「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」)にもとづき、このたび下記の預金等にかかる規定の改定を行っておりますので、改定後の規定交付をご希望の場合は、窓口へお申出ください。

該当する主な預金等は以下のとおりです。

当座預金	積立式定期預金
普通預金	積立定期預金
貯蓄預金	総合口座取引の定期預金(または積立式定期預金)
自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)	据置定期預金
自由金利型定期預金(大口定期)	納税準備預金
期日指定定期預金	通知預金
変動金利定期預金	定期積金

〔例示〕「普通預金規定」の例(以下の条文を追加しております。)

15. 休眠預金等活用法に係る異動事由

この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という)にもとづく異動事由として取り扱います

- (1) 払戻し、預入れ、振込の受入れ、振込による払戻し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと。(当行からの利息の支払に係るものを除きます。)
- (2) 手形または小切手の呈示その他の第三者による支払の請求があったこと。(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。(この預金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。)
公告の対象となる預金であるかの該当性
預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの申出にもとづく通帳の発行、記帳(記帳する取引がない場合を除く)もしくは繰越があったこと。
- (5) 預金者等からの申出にもとづく契約内容の変更(預金種別の変更、預金者等からの申出による口座移管に限る)があったこと。
- (6) 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各項に掲げるいずれかの事由が生じたこと。
- (7) この預金が他の預金等と一体となった 1 冊の通帳にて預入されている場合において、その通帳に預入されている他の預金について、前 1 項から 5 項に掲げるいずれかの事由が生じたこと。

16. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
第 15 条に掲げる異動が最後にあった日
将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合(1 か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が預金者の意思によらないで返送された時を除く。)に限り。)
この預金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第 1 項第 2 号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
預入期間、計算期間または償還期間の定めがあること
預金に係る債権の行使が期待される日：預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあたっては初回満期日)
総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前号に掲げる事由が生じた場合
預金に係る債権の行使が期待される日：他の預金に係る最終異動日等
他の預金等と一体となった 1 冊の通帳にて預入される他の預金について、前 1 号に掲げる事由が生じた場合
預金に係る債権の行使が期待される日：他の預金に係る最終異動日等